笠ケ岳より戸隠連峰を望む

〝人権週間〟

あなたの人権は守られていますか

十二月四日から十日までは人権週間です。人権週間は、国連で世界人権宣言を採択した日を記念するもので、世界各国で人権意識を高揚するための諸行事が行なわれます。

人権は、平和で幸福な人間らしい生活ができるように、すべての人に認められた権利です。人権の尊重は、民主主義社会の基盤でもあります。

この大切な人権は、十分に守られているでしょうか。

暴力や威力を用いないでも、人権を侵害する場合があります。噂話で人の名誉や信用を傷つけるとか、家庭内で家族を人間扱いしないような例も少なくありません。

人間性の尊さを自覚し、お互に人権を尊重するよう心掛けましょう。

人権を侵害されたときは

人権を侵害されたときは、直ちに救済されなければなりません。人権擁護委員や静岡地方法務局がその仕事をしています。どんな些細なことでも親切に相談にのつてくれます。明るく住みよい社会を築くためにも、泣き寝入りをしないで力を合せて頑張りましょう。

当市の人権擁護委員は、加藤玉英（平垣）山崎瞳雄（岩本）池田とく子（松岡）服部ますえ（森島）北島為之助（水戸島）家田潮静（中丸）井上志乙（宮島）時田栄作（川成島）宮崎慈謙（平垣）

静岡地方法務局吉原支局は吉原市伝法三、六〇五の四にあります

明るい一家　服部ミチ子

登山者の注意点

無謀な行動が事故のもと

今年も十二月の声とともにきびしい冬山のシーズンに入ります。

最近の山の事故は、社会的関心事として各種の事故防止対策がとられているものの、逐年増加の傾向を示し、昨年中は全国で二二三件（死者九九名、行方不明一九名負傷一五七名）でありましたのが今年の一月から六月には、すでに一五八件（死者六四名、行方不明七名、負傷者八七名）と前年同期をかなり上回る事故が起こつています。

これらの事故の原因は、転落、疲労、道迷い、転倒、落石等が主となつていますが、根本的には登山者自身の山に対する認識が不十分なことや「山の征服」という冒険心から無理な行動が事故の大きな原因となつています。

警察では、山の遭難事故に対しては、国民の生命、身体および財産の保護という立場から山のパトロール活動や遭難現場の捜査救助活動に力を入れています。

しかし、事故の防止は、警察の力だけではもとより十分でなく、登山者自身の強い自覚と関係機関団体の協力が望まれています。

とくに冬山は、夏山にくらべて安易な気持で登山できるものでないことを十分認識することが大切で慎重な計画を立てたうえで行動しなければなりません。

冬山の特徴および登山上の注意点をあげてみますとつぎのとおりです。

冬山の特徴

天候の変化が激しいこと

例年、最も多くの犠牲者を出している北アルプスでは、一週のうち二日が好天で残りの五日は悪天候が普通で、大体四日か五日に一回のよい天気があるとみればよいといわれています。

このように、天候が悪いうえに非常に変わりやすく、しかも、いつたん悪くなれば平地では想像もできないほどのふぶきに襲われ、道を失つてしまう。こうした際、行動を起こせば、道に迷うか、あるいは疲労、寒飢、転落等の事故を起こして遭難しています。

なだれの危険性がある

冬になりますと、渓谷はなだれの巣となり、登山者にとつて最も危険な場所となります。

したがつて、山のベテランも登ろうとする山の実情を十分にわきまえて慎重な行動をとらなければたとえ装備品は十分もつていても遭難することがあります。

特に北アなどの高山は、一月中は新雪なだれが多く、その他の山でも三月以降は、底なだれが発生しやすいので注意して下さい。

寒さがきびしいこと

たとえば、北アに長期間の登山をする場合、防寒具、食糧などを含めて十二、四貫は背負つて行くべきにもかかわらず、経費の関係から七、八貫ぐらいにとどめている場合があります。こうしたことは登山行程が計画どおりいかなかつた場合、寒さと飢えにより遭難することになります。

このように、以上三つの特殊性のほかにも、冬山は夏山と異なり、種々の悪条件が重なるので相当の経験と登山技術の優秀な者でなければ登山をできるだけ中止するほうが賢明といえましよう。

〝冬山は招く〟

年末調整説明会ひらく

いよいよ本年も源泉所得税のしめくくりを行なう年末調整の時期がまいりました。

特に本年は配偶者控除の新設、扶養家族の年令別控除、並びに給与所得の一定額控除等、非常に重要なことが改正されていますから徴収義務者の皆様方が御出席下さるよう御案内申しあげます。

日程および会場はつぎのとおりです。時間はいずれも午前9時30分から午後1時30分まで

▽12月4日　富士宮税務署
▽12月5日　富士宮公民館
▽12月6日　吉原市民会館
▽12月7日午後1時30分から　吉原市民会館
▽12月8日　富士市勤労者会館
▽12月9日　鷹岡町公民館（富士宮税務署）

〝七才児の合同祝い〟

七、五、三のお祝いは、古来から伝わる意義ある行事で、当市においても新生活運動の一環として毎年、市社会福祉協議会と婦人会の共催により七才児の合同祝いを実施して参りました。

本年もつぎの要領により実施いたしますので該当児は最寄りの会場へ出席下さい。

◇期日　十二月十五日（金）
◇会場及び時間
富士北部（東海道線路の北側）米之宮浅間神社　午前十時開式
富士南部（東海道線路の南側）水戸島八幡宮　午前十一時開式
田子浦方面　柳島浅間神社　午前十時開式
岩松方面　岩松公民館　午前十時開式

なお
1該当児童は昭和三十年一月一日より同年十二月三十一日の間に出生した者。
2服装は学生服又は園児服とする。

水道の蛇口などに凍結の防止を

本年もすでに師走の月となり寒い冬がやつて参ります。

◇ラジオ、新聞、テレビ等で寒波襲来の予報があつた時は翌朝に備え予備水を用意して下さい。

◇露出した水道管、量水器（メーター）には、縄、毛布、ビニールテープ等を必ず巻いて凍らないようにして下さい。

◇若し凍結したときは、蛇口は下から湯気を立てて温め、露出した管は温湯を繰り返しかけて下さい。何れも急激に加熱すると故障を起しますから必ず徐々に加温して下さい。

◇凍結による故障、破損等の取替え、修繕等に要する費用は、各自の負担となりますから御注意下さい。

防火クイズ懸賞募集

◇応募の要領
❶下記文中□の中に文字を入れる
❷応募用紙は郵便ハガキとする
❸表面には住所、氏名を明記する
❹あて先は静岡市追手町静岡県庁地方課消防係
❺締切昭和36年12月20日
❻賞金正解者中から抽せんにより十名に対し千円宛
❼発表は賞品の発送を以て代とする

課題

全国の消防が理想としてその実現を期して実践して来た□防消防の効果も遺憾ながら言うべくして期待できない厳しさを体験した。火の用心という観念的な予□のからを打ち破つて扱う施設と□火の設備が計画的に活用される管理予□の態勢にならなければ予□の成果は期せられない

「焼かない□□□えない□□」の標語も拍子木とサイレンの予防精神以外に具体案が研究されなければならない。

昭和37年度 職業訓練生を募集

富士市十兵衛地先にあります富士職業訓練所では昭和37年度の訓練生をつぎの要領で募集します

◇熔接工　40名（1年間）
◇自動車整備工　40名（1年間）
◇ブロック建築工30名（1年間）
◇入所の申込場所
▽基礎課程
① 最寄りの公共職業安定所
② 入所を希望する職業訓練所
◇提出する書類
① 入所願（所定の用紙）1通
② 身体検査書（所定の用紙）1通

これにより官公立病院又は保健所で検査（レントゲン間接検査を含む）を受けて下さい。

③ 成績証明書（所定の用紙）1通

これは中学校卒業者及び卒業見込者ですから高校卒以上の方は出身学校指定の成績証明書を出して下さい

所定の用紙は、公共職業安定所、職業訓練所にあります。

◇申込期間　昭和36年12月1日（金）から昭和37年1月20日（土）まで
◇方法　第一次（筆記テスト）
◇所名　富士職業訓練所
◇職種名　全職種
◇日時　昭和37年2月11日（日）午前9時
◇場所　同所
備考（筆記テストの内容）国語、数学
◇入所選考の発表はそれぞれ選考日の翌日午前9時該当職業訓練所で行います
◇その他
① 授業料は無料です。
② 国鉄、私鉄を利用される方には学生割引が適用されます。
③ 失業保険の支給を受けている方は入所後も引続き訓練を修了するまで支給を受けられます。
④ 選考日には筆記用具、昼食を持参して下さい。

共同募金のお礼

去る十月一日から行いました赤い羽根共同募金につきましては各区長さんや、会社、工場の皆様方のご理解とご援助により、目標額に達することができました。

御陰をもちまして、県共同募金委員会においても、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設や市町村社会福祉協議会等の援助が充分にできるだろうと思います。

これも偏に皆様方のご協力の賜と紙面を借りまして厚く御礼申上ます。

引揚者支給法一部改正

今回引揚者給付金等支給法の一部がつぎの通り改正されましたので、該当すると思われる方は、市役所厚生課に申請手続をして下さい。

新たに支給されるもの
①南洋郡島②フイリツピン諸島③蘭領東印度諸島④英領マレイ半島及び英領ボルネオ

右の四地域から今次大戦前又は大戦中に、日本政府又は陸海軍の要請により引揚げた者、引揚げの途中海上で死亡した者の遺族及び要請のあつたのち現地で死亡した者の遺族に対し、引揚者（遺族）給付金が支給されることになりました。

御詫び

十一月号で県道舗装地元負担金について未納部落の班別を掲ざいしてお願いしておきましたがこのなかで静岡下田線に関する記事中平垣一丁内一班二班の負担金は八月二十六日に納入済みになつておりましたのを当課の不注意によつて未納として掲さい致し関係者に大変御迷惑をおかけした事を深く御詫び致しますよつてここに訂正致します。（土木課）

歳末たすけ合い運動

年の頃も間近かくなり寒さが一入身に泌みる頃となりました。この寒さを迎えて、生活に困つている人々が、たくさんあります。

この数多くの困つている人々を援けようと、いま全国的に「年末たすけ合い運動」が展開されています。富士市でも、市内の困つている人々を援けようと、婦人会の協力を得て十一月一日から年末たすけ合い運動を推し進めることになりましたので近く婦人会の役員の方々からお願いがあると思いますが、格別のご協力を賜るようお願いいたします。

◎毎週木曜日の午後3時50分から「富士市のたより」があります。……NHK第一放送にダイヤルを合わせましよう。